



SDGsで考える野焼きと環境問題

SDGsは国連が定めたすべての人の行動目標です

健康を守る

野焼きをやめて大気汚染を防止し、
喘息や化学物質過敏症などの患者を守る

PM2.5

野焼きやめて!

- ・喘息
- ・化学物質過敏症
- ・肺がん
- ・脳梗塞、心筋梗塞

法律を守る

「田舎だから」「昔からやってた」「後から来たくせに」
などの不当な圧力に屈せず、法の支配を守る

環境保全型農業

作物残さや雑草等の有機物を土づくりにいかし、
土質を改善し持続可能な農業を推進する

温暖化対策

作物残さや雑草等の有機物（炭素）を土壤に蓄え
温暖化防止対策を講じる

腐植物質（炭素化合物）

SDGsとは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

環境・健康・貧困・差別などに関する世界の政策として、2015年9月25日、第70回国連総会の場で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダは、持続可能な世界を実現するための17の持続可能な開発のための目標（SDGs）・169のターゲットから構成され、**地球上の誰一人として取り残さない**（leave no one behind）ことを誓っています。

政府の取り組み

SDGsアクションプラン2020

～2030年の目標達成に向けた「行動の10年」の始まり～

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/actionplan2020.pdf>

日本は、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献。

- ・健康・長寿の達成
- ・気候変動対策
- ・循環型社会の構築
- ・持続可能な農林水産業の推進
- ・大気保全・化学物質規制対策

健康に関する目標

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- ・ 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

⇒ **野焼きをやめて大気汚染を防止し、喘息や化学物質過敏症などの患者を守る**

<環水大大発第 1803273 号>

微小粒子状物質 (PM2.5) と野焼き行為との関連について (通知) 平成 30 年 3 月 27 日

環境省水・大気環境局大気環境課

<https://www.env.go.jp/council/07air-noise/y078-07/ref805.pdf>

煙を伴う稲わら焼きなどの野焼き行為によって、PM2.5 質量濃度の上昇に、直接的に影響を与える場合があることを、関係行政部局や一般に周知下さい。

<2004 年春季アレルギー関連学会ハイライト>

日経メディカル同封別冊 (2004. 7)

<http://ts.smart-inc.jp/medical/02cme/pdf/2004/cme200407-2.pdf>

稲藁粉塵や稲わらを焼いたときの煙に含まれる LPS、あるいは煙から出るホルムアルデヒドなどによる化学的刺激が原因となり、化学物質過敏症として喘息様発作を惹起する可能性がある」と結論した。

農業に関する目標

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- ・ 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- ・ 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- ・ 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- ・ 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

⇒ 作物残さや雑草等の有機物を土づくりにいかし、土質を改善し持続可能な農業を推進する

<環境と調和のとれた農業生産活動規範>

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyotaisaku/t_info/01_kihan/pdf/5_code_file.pdf

- ・ たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行
- ・ 作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める
- ・ 作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集

法律に関する目標

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- ・ 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- ・ 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- ・ 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- ・ 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

⇒ 「田舎だから」「昔からやってた」「後から来たくせに」などの不当な圧力に屈せず、法の支配を守る。

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 >

< 環境基本法 >

< 循環型社会形成推進基本法 >

< バイオマス活用推進基本法 >

- ・ 廃棄物の適正な処理・環境政策・循環利用に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務
- ・ 焼却の禁止

地球温暖化に関する目標

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

⇒ 作物残さや雑草等を堆肥化やすき込みし、有機物（炭素）を土壌に蓄え温暖化防止対策を講じる。

農林水産省地球温暖化対策計画（平成29年3月14日）

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_ondanka/attach/pdf/senryaku-2.pdf

農地土壌炭素吸収源対策

<現状>

土壌への堆肥、緑肥等有機物の継続的かつ一定量以上の施用は、農地及び草地の土壌による炭素貯留を促進することが確認されている。このため、環境保全型農業直接支払交付金等を活用した環境保全型農業や耕畜連携の推進を通じ、土壌への有機物の施用を促進してきたところである。

<今後の取組>

政府温対計画における2030年度の農地及び草地の土壌による炭素貯留の目標は、農林水産分野における温室効果ガス排出削減目標の2割程度を占めており、上記取組を引き続き推進する。